

金融機関に破綻処理計画の策定を求める

米国 FRB、FDIC の規則提案

小立 敬

■ 要 約 ■

1. 2011年3月29日、米国 FDIC は、FRB と共同で策定する破綻処理計画および信用エクスポージャー報告書に関する規則提案を理事会で承認した。
2. 2010年7月に成立したドッド＝フランク法では、連結総資産 500 億ドル以上の銀行持株会社および FRB の監督下に置かれるノンバンク金融会社は、一般の金融機関に比べてより厳格な健全性規制が課される。その中に、破綻処理計画および信用エクスポージャー報告書に関する規定が含まれている。今般の規則提案は同法に基づくものである。
3. 規制対象となる金融機関は、最終規則の施行日から 180 日以内に FRB、FDIC に破綻処理計画を提出しなければならない。当初の計画を提出した後は、毎年、計画を提出することが求められる。規則提案では破綻処理計画に含むべき情報として、①エグゼクティブ・サマリー、②計画の構成要素に関する戦略分析、③計画のためのコーポレート・ガバナンス構造、④全社の組織構造の情報および関連情報、⑤経営情報システムに関する記述、⑥相互関連性・相互依存性に関する情報、⑦監督・規制に関する記載といった内容が示されている。
4. 一方、信用エクスポージャー報告書は、①他の重要なノンバンク金融会社、重要な銀行持株会社に対する信用エクスポージャーの性質・程度、②他の重要なノンバンク金融会社、重要な銀行持株会社からの信用エクスポージャーの性質・程度の報告を内容としている。四半期に一回、FRB および FDIC に報告書を提出することが求められる。
5. FRB および FDIC による規則提案は、グローバルな検討にも影響する可能性が考えられる。日本の金融機関に与える直接、間接の影響という観点からも、FRB および FDIC の規則策定の作業について注意深く見守っていく必要があるだろう。

I FRB、FDIC による規則提案

2011年3月29日、米国の連邦預金保険公社（FDIC）は、連邦準備制度理事会（FRB）と共同で策定する破綻処理計画（resolution plan）および信用エクスポージャー報告書（credit exposure report）に関する規則提案（proposed rule）を理事会で承認した¹。これは、2010年7月21日に成立したドッド＝フランク・ウォールストリート改革及び消費者保護法（以下、「ドッド＝フランク法」）165条(d)に基づいて策定される規則提案である。

ドッド＝フランク法では、連結総資産500億ドル以上の銀行持株会社（bank holding company）およびFRBの監督下に置かれるノンバンク金融会社（nonbank financial company）は、いわばシステム上重要な金融機関として位置づけられ、一般の金融機関に比べてより厳格な健全性規制（資本・流動性規制を含む）が課される。その中に、破綻処理計画（いわゆるリビングウィル）および信用エクスポージャー報告書に関する規定が含まれている。

すなわち、165条(d)(1)は、①重大な金融ストレスや破綻が生じた場合に迅速かつ秩序だった破綻処理を実現するための破綻処理計画を策定・提出することを求めている²。また、同条(d)(2)は、①他の重要なノンバンク金融会社、重要な銀行持株会社に対する当該会社の信用エクスポージャーの性質・程度、②他の重要なノンバンク金融会社、重要な銀行持株会社による当該会社に対する信用エクスポージャーの性質・程度の報告を内容とする信用エクスポージャー報告書の策定・提出を要求している。

FDICが明らかにした規則提案は、①破綻処理計画の策定・提出に係る規定、②破綻処理計画に含むべき情報に関する最低基準、③FRBおよびFDICによる破綻処理計画のレビュー、④破綻処理計画が不十分な場合は是正措置、⑤信用エクスポージャー報告書を内容とするものである³。規則提案へのパブリック・コメントの募集期間として官報（federal register）に掲載後60日間（6月10日まで）が与えられている。

ドッド＝フランク法は、破綻処理計画および信用エクスポージャー報告書に関する規則について、法律成立日から18ヵ月以内（2012年1月21日まで）にFRBとFDICとが共同で策定することを求めており、最終規則化に向けてFDIC理事会に加えてFRB理事会が規則提案を承認している。FDICは現時点で、米国の銀行持株会社26社、外国銀行の米国子会社98社の合計124社が規制対象になるとみている⁴。以下では、FDICが公表したFRBおよびFDICの規則提案を概観する。

¹ <http://www.fdic.gov/news/news/press/2011/pr11060.html>.

² 法165条(d)(1)は、①当該会社のノンバンク子会社の業務に起因するリスクから銀行子会社を適切に保護する方法と程度に関する情報、②当該会社の所有構造、資産、負債、契約上の義務に関する完全な説明、③異なる証券間のクロス・ギャランティーマーケットの特定、主要なカウンターパーティ、当該会社の担保が誰に差し出されているかを判断するプロセスの特定、④FRBおよびFDICが共同で規則・命令によって求めるその他の情報を破綻処理計画に記載することを規定している。

³ FDICは、ドッド＝フランク法が成立する以前の2010年5月に総資産1000億ドル以上の銀行持株会社傘下の総資産100ドル以上の預金保険対象機関を対象に破綻処理計画の策定を求める単独の規則提案を行った。一方、今般の規則提案はドッド＝フランク法の規定に基づいた新たな規則提案となっている。

⁴ “FDIC Drafts Rule on ‘Living Wills’ for Banks,” The Wall Street Journal, March 29, 2011.

II 破綻処理計画の策定・提出

FRB および FDIC の規則提案は、規則の適用を受ける対象会社（Covered Company）として、①FRB 監督下のノンバンク金融会社、②連結総資産 500 億ドル以上の銀行持株会社、③外国銀行、銀行持株会社である外国会社または 1978 年国際銀行法の下で銀行持株会社としての扱いを受ける外国会社で、連結総資産 500 億ドル以上の会社を規定している。

対象会社は、最終規則の施行日から 180 日以内、または新たに対象会社になる場合には対象会社になった日から 180 日以内に FRB および FDIC に破綻処理計画を提出しなければならない⁵。当初の計画を提出した後は、毎年末を基準として 90 日以内に新たな計画を提出することが求められる。つまり、破綻処理計画は原則、年ベースで提出されることが要求されている。そして、計画に重大な影響を及ぼす（または及ぼすことが予見される）イベント、事象、条件や環境の変化、その他の変化が生じた場合には、FRB および FDIC が定める期限まで（ただし、イベント等の発生から 45 日以内）に暫定的に破綻処理計画をアップデートして提出することが求められる。暫定的なアップデートの対象となる重大な変化として、規則提案は以下の事態を想定している。

- 対象会社による重大な買収、そのような一連の買収
- 対象会社による重大な売却、その他の投資の処分、そのような一連の取引
- 対象会社、重要なエンティティ（material entity）、コアのビジネスライン（core business line）、不可欠なオペレーション（critical operation）の業務の停止、資産の散逸⁶
- 重要なエンティティの倒産（bankruptcy）または支払不能（insolvency）
- 対象会社の重大な再編（reorganization）
- 重要なサービス会社、重要なサービス契約の喪失
- 対象会社、重要なエンティティ、コアのビジネスライン、不可欠なオペレーションが利用する重要な取引先、カウンターパーティとの関係、資金・流動性の調達先の利用の困難化・喪失
- 米国内の連結総資産に関する 5%分の米国外への移管・移転
- 連結自己資本の時価総額または簿価の前年末対比 5%の減少
- コアのビジネスラインまたは不可欠なオペレーションに要する重要なライセンスその他規制上の許可の譲渡、終了、停止、取り消し

⁵ 必要に応じて、金融安定監督カウンスル（FSOC）への提出も求められることがある。

⁶ コアのビジネスラインとは、対象会社のオペレーションやサービス、機能、サポートに関連し、破綻した場合に重大な収入や利益、フランチャイズ・バリューの喪失につながると対象会社が判断したビジネスラインとして定義されている。また、不可欠なオペレーションとは、対象会社のサービスや機能、サポートに関連し、破綻した場合またはオペレーションを停止した場合に、米国の経済または金融市場に混乱をもたらすと対象会社が判断し、または FRB および FDIC が指定する対象会社のオペレーションを指す。さらに、重要なエンティティとは、不可欠なオペレーションまたはコアのビジネスラインの業務にとって重要な対象会社の子会社または在外拠点と規定されている。

なお、FRB および FDIC は、必要に応じて破綻処理計画のアップデートに関する要求を修正することができる。また、FRB および FDIC は、上記の理由以外にも破綻処理計画のアップデート、より頻繁な破綻処理計画の提出やアップデートを求めることが可能である一方、対象会社による提出、アップデートの期限を延長することも可能である。

また、当初の破綻処理計画、その後毎年提出される計画については、対象会社の取締役会の承認を得る必要がある。一方、外国をベースとする対象会社の場合は、対象会社の取締役会の明確な権限の下で指名された者（delegee）が破綻処理計画を承認することとなる。

III 破綻処理計画に記載すべき情報の最低基準

規則提案は、破綻処理計画に含むべき情報の最低基準を定めている。まず、破綻処理計画がカバーすべき範囲として、米国を本拠地とする対象会社は、米国のオペレーションと海外のオペレーションの双方について情報の提供が求められる。一方、外国をベースとする対象会社については、①米国のオペレーションに関する情報提供に加えて、②(a)米国のオペレーションに関する破綻処理計画が対象会社全体のコンティンジェンシー・プランのプロセスにどのように組み込まれているのか、(b)米国と海外のオペレーションの間の相互連関性（interconnectedness）、相互依存性（interdependency）に関する情報を破綻処理計画に記載することが求められる。

その上で規則提案は、破綻処理計画に含むべき情報として、①エグゼクティブ・サマリー、②計画の構成要素に関する戦略分析（strategic analysis）、③計画のためのコーポレート・ガバナンス構造、④対象会社全社の組織構造の情報および関連情報、⑤経営情報システムに関する記述、⑥相互連関性・相互依存性に関する情報、⑦監督・規制に関する記載といった内容を示している（詳細は後掲図表1）。

1. エグゼクティブ・サマリー

エグゼクティブ・サマリーでは、①破綻処理計画の主要な構成要素、②直近に提出した計画からの主な変更点、③計画の有効性を改善するため、または計画を適時、効果的に適用する際の重大な不備・欠陥の修正、その他軽減を図るために対象会社が採った措置について記述することが求められる。

2. 計画の構成要素に関する戦略分析

戦略分析については、迅速かつ秩序だった破綻処理（rapid and orderly resolution）が信頼性のある破綻処理計画の基礎となるよう計画をどのように適用するか、すなわち、連邦倒産法の下で対象会社を実際にどのように破綻処理するかについて、詳細にわたって重要

な検討を記述することが求められる⁷。したがって、戦略分析には、対象会社が計画を適用すべきと考える時期を示す経済・金融環境に関する前提を含む、計画の主要な前提条件が記述されていなければならない。また、重大な金融ストレスまたは対象会社の破綻の際、倒産法の下で、米国の金融の安定に重大な悪影響をもたらすリスクを大幅に軽減するような合理的な期間・方法によって、対象会社をどのように再編または清算するかを詳細に記載しなければならない⁸。そして戦略分析においては、重大な金融ストレスまたは対象会社の破綻の際、迅速かつ秩序だった対象会社、重要なエンティティ、不可欠なオペレーション、コアのビジネスラインの破綻処理を可能にする様々な具体的な措置を特定することが要求される。

また、戦略分析では、ファンディング、流動性、サポート機能、その他のリソース（資本を含む）については、対象会社のみならず重要なエンティティ、コアのビジネスライン、重大なオペレーションまでも含めて認識することが求められ、重大な金融ストレス時においてそのようなリソースの利用が秩序だった破綻処理をどのように可能にするかを明らかにしなければならない。そして、対象会社は、重要なエンティティ、コアのビジネスライン、不可欠なオペレーションが破綻または停止する事態における戦略を提示し、そうした破綻・停止が対象会社または米国の金融の安定に与える悪影響を回避・軽減するための措置を示す必要がある。一方、銀行を含む預金保険対象子会社を傘下に抱える対象会社の場合には、ノンバンク子会社の業務に起因するリスクから預金保険対象子会社を適切に保護するための手立てを講じることが求められる。

さらに、対象会社のコアのビジネスラインや不可欠なオペレーションを対象に、リーガル・エンティティに対するファンディング、流動性、必要なサービス・サポートその他のリソースを分析する際は、コアのビジネスラインや不可欠なオペレーションがどのように破綻処理され、承継者に譲渡されるかを記述しなければならない。また、重大な金融ストレス、対象会社のエンティティの破綻や支払不能が生じた場合に、ビジネス・オペレーション上の必要な要素をどのように継続させるかを示す必要がある。特に、コアのビジネスラインや不可欠なオペレーションを継続するために必要なビジネス・サービスが提供されるには、対象会社の内外のサービス品質保証契約（service level agreement）が重要な点を FDIC は指摘している。

3. 計画のためのコーポレート・ガバナンス構造

破綻処理計画のためのコーポレート・ガバナンス構造においては、対象会社のコーポレート・ガバナンスの構造、プロセスと一体化しているか否かの記載が求められる。また、計画の策定、維持、適用、提出に対する監督に主たる責任を有し、コンプライアンスに関

⁷ 連邦倒産法には、清算型手続きとしてのチャプター・セブン（Chapter 7）と再生型手続きとしてのチャプター・イレブン（Chapter 11）が含まれる。

⁸ 外国ベースの対象会社の場合は、米国内の子会社およびオペレーションが対象となる。

して主に責任をもつ上級管理職（senior management official）を特定する必要がある。

規則提案はその他にもいくつか記載すべき内容を定めているが、FDIC は、規則提案で示した規則は最低基準であって、コーポレート・ガバナンス構造は対象会社の規模や複雑性によって様々であることを述べている。FDIC は、最も規模が大きく最も複雑な対象会社については、上級管理職をヘッドに中央集権的に計画策定を担うファンクションを設け、上級管理職はチーフ・リスク・オフィサー（CRO）やチーフ・エグゼクティブ・オフィサー（CEO）に報告を行い、取締役会には計画に関して定期的な報告が行われるような仕組みを想定している。

4. 対象会社全社の組織構造の情報および関連情報

対象会社の全社的な組織構造に関する情報として、すべての重要なエンティティ、法域および所有関係に関する階層リスト（コアのビジネスライン、不可欠なオペレーションに至るリスト）の策定が求められる。連結されていないバランスシートや連結対象下に置かれるエンティティの連結化スケジュールも記載すべきとしている。また、重大な資産、負債、デリバティブ、ヘッジ、資本、ファンディング・ソース、主要なカウンターパーティに関する情報を記載することが求められる。さらに、主要なカウンターパーティの倒産が重大な悪影響をもたらすかどうか、それが重大な金融ストレスや対象会社の破綻につながるかどうかに関する分析を含んでいなければならない。対象会社が利用するトレーディング、支払い、清算、決済に関するシステムを計画の中で特定する必要がある一方、破綻処理を行う際に重要ではないトレーディング、支払い、清算、決済システムについてはその必要はないとしている。

一方、海外にオペレーションを有する対象会社の場合は、海外のオペレーションに関係するリスクの程度を特定し、そのリスクに対処するための戦略を規定することが必要となる。破綻処理計画では、様々な国の法、規制、政策によって生じる複雑性を考慮し、実践的な対応を通じてそれに対処することが求められる。こうした分析は、海外の法域でオペレーションが行われるまたは海外の法域にある資産、負債、オペレーション、サービス・プロバイダーを有するコアのビジネスライン、不可欠なオペレーションにも拡大して記述する必要がある。重大な金融ストレスや倒産手続きの間、海外の法域にあるコアのビジネスライン、不可欠なオペレーションを維持、継続するための能力を評価し、脆弱性に対処するために実践的な措置を特定する必要がある。

5. 経営情報システム

破綻処理計画では、コアのビジネスライン、不可欠なオペレーションを支える経営情報システムに関する情報を提供することが求められる。そうした情報の中には、システムや関連するソフトウェア、ライセンス、パテント、その他知的財産の法的所有権に関する情

報が含まれる。米国内および海外のコアのビジネスライン、不可欠なオペレーションを支える主な経営情報システムの継続の可能性を確保するよう対象会社は分析を行い、実践的な手段を講じる必要がある。

6. 相互関連性・相互依存性に関する情報

規則提案は、対象会社と重要なエンティティ、子会社との間、対象会社の不可欠なオペレーションとコアのビジネスラインの間に存在し、分断されると対象会社、重要なエンティティ、不可欠なオペレーション、コアのビジネスラインのファンディング、オペレーションに重大な影響をもたらす相互関連性、相互依存性に関する説明を求めている。また、前述のとおり、重大な金融ストレスの環境下または対象会社の倒産の後に、コアのビジネスラインや不可欠なオペレーションにおけるビジネス・オペレーションに対する主なサービス、サポート・ビジネスを継続させることが重要な焦点となる。そこで、破綻処理計画においては、倒産手続きの中でも対象会社の内外のサービス品質保証契約が効力を有することを確実にするための措置を示すことが求められる。

7. その他の手当て

破綻処理計画では、重要な海外の子会社、オペレーションに対して監督権限を有する外国当局を含め、対象会社に関わる監督当局・規制当局を特定しなければならない。また、破綻処理計画に関するコンタクト・ポイントとして責任を有する上級管理職を指定することが求められる。

その他、破綻処理計画の前提となる情報その他のデータを収集、維持、報告するためのプロセスおよびシステムについても計画の中で説明しなければならない。

IV 破綻処理計画のレビュー、是正措置

対象会社から提出された破綻処理計画は、FRB および FDIC によってレビューが行われることとなる。まず、対象会社が FRB、FDIC に計画を提出すると、規則で要求される要素が計画に織り込まれているか、計画における情報の完全性は十分かといった観点から当初のレビューが行われる。FRB と FDIC は対象会社からの計画の受領後 60 日以内に、計画が情報の最低基準を満たしているか、計画に対して追加的なレビューを行うかを決定する。計画の情報が不完全あるいは追加的なレビューを行うために追加情報が必要と判断した場合、FRB と FDIC は対象会社に対して、情報が不完全な分野、追加情報が必要な分野を通知する。その通知を受けると、対象会社は通知受領後 30 日以内（または FRB と FDIC が定める期限まで）に、情報を完全にした計画または追加的なレビューを行うための追加情報を再提出することが求められる。

追加的レビューのために計画等を受け取った後、FRB と FDIC は破綻処理計画が規則の要求を守っているかどうかを検証する。検証の結果、対象会社が提出した計画に信頼性がない、または倒産法の下で秩序だった破綻処理が行えないと FRB および FDIC が判断した場合は、対象会社に対してその旨の通知が送付される。当該通知は、計画の中で FRB と FDIC が不十分と判断した分野を特定し、その欠陥を修正した計画の再提出を要求するものである。

対象会社は通知受領後 90 日以内（または FRB と FDIC が定める期限まで）に、欠陥を修正して改定した破綻処理計画を FRB および FDIC に提出することが求められる。改定計画には、①FRB と FDIC に特定された欠陥に対処するために改定した箇所、②ビジネス・オペレーション、コーポレート・ストラクチャーの中で改定計画の実行が可能になるよう変更を加えた箇所（計画の変更点を実施するタイムラインを含む）、③改定計画は信頼性があり、倒産法の下で対象会社の秩序だった破綻処理を可能にするものであると対象会社が考える理由について、改定計画の中で議論することが求められる。

FRB と FDIC が特定した欠陥を踏まえて対象会社が改定した破綻処理計画でも十分な是正が図られていないと判断された場合、FRB および FDIC は、対象会社またはその子会社に対して、より厳格な資本、レバレッジ、流動性規制、または成長に対する制限、業務・オペレーションの制限を課すことになる。FRB と FDIC が、適切に欠陥を修正した計画が提出されたと判断するまで、そのような厳格な規制・制限は適用される。さらに、対象会社に厳格な規制・制限を課すことを決定した日から 2 年以内に、適切に欠陥を修正した計画を対象会社が提出することができなかった場合には、FRB および FDIC は、ドッド=フランク法で設置されたシステムミック・リスク・レギュレーターとしての金融安定監督カウンシル（FSOC）と協議の上で、対象会社が破綻した場合に倒産法の下で秩序だった破綻処理を行うために必要であると FRB および FDIC が判断した資産、オペレーションの処分を命じる権限を行使することとなる。

V 信用エクスポージャー報告書

規制提案は、破綻処理計画に加えて、信用エクスポージャー報告書の内容を規定している。信用エクスポージャー報告書では、①対象会社による重要な銀行持株会社（significant bank holding company）、重要なノンバンク金融会社（significant nonbank financial company）に対する信用エクスポージャーの性質と程度、②重要な銀行持株会社、重要なノンバンク金融会社による対象会社に対する信用エクスポージャーの性質と程度を報告することが求められる（詳細は後掲図表 2）。なお、外国ベースの対象会社の場合は、米国に拠点を置く子会社やオペレーションに関係するもののみが報告対象となる。信用エクスポージャー報告書は、四半期に一回（四半期末から 30 日以内に）、FRB および FDIC に提出することが求められる。

重要な銀行持株会社、重要なノンバンク金融会社については、法 102 条(a)(7)の下で

FRB が規則を策定して定義を定めることとなっており、FRB はそれらの定義に関する規則提案を 2011 年 2 月にすでに行っている⁹。ここでは、①重要な銀行持株会社は連結総資産 500 億ドル以上の銀行持株会社または銀行持株会社として扱われる外国銀行、②重要なノンバンク金融会社は FRB 監督下のノンバンク金融会社または連結総資産 500 億ドル以上のノンバンク金融会社と規定されている。これらの定義に該当する金融会社が信用エクスポージャー報告書の報告対象となる。

VI 今後の見通し

FDIC のシーラ・ベアー総裁は今般の公表に際して、破綻処理計画はビジネスラインがどのように相互に影響しているかを理解する方法を金融機関に提示するものであり、破綻リスクの影響をどのように軽減するかを示すものであると述べている。一方、FDIC にとっては、金融機関が破綻した場合にドッド＝フランク法に規定する秩序だった清算手続きを適用する中で、システミック・リスクの影響を軽減するものとして位置づけており、ベアー総裁は、破綻処理計画がトゥー・ビッグ・トゥ・フェイルの終焉の鍵になるとの認識を示している。

一方、破綻処理計画の策定が要求される金融機関にとっては、破綻処理計画の策定を通じて、ビジネス・オペレーションやコーポレート・ストラクチャーの変更を含め、組織のあり方に重大な影響が及ぶ可能性がある。また、それに伴う対応コストも相応に嵩むことを考えるとビジネスのあり方にも影響を与えるおそれがある。FRB と FDIC が定める破綻処理計画の内容、破綻処理計画を策定する際の金融機関への影響について、注視していく必要があるだろう。

さらに、現在、金融安定理事会（FSB）や各国当局が検討しているグローバルなシステム上重要な金融機関（G-SIFIs）に関する議論では、G-SIFIs に破綻処理計画の策定を義務付ける方針が示されている。FRB および FDIC による規則提案は、こうしたグローバルな検討にも影響する可能性が考えられる。日本の金融機関に与える直接、間接の影響という観点からも、FRB および FDIC の規則策定の作業について注意深く見守っていく必要があるだろう。

⁹ <http://edocket.access.gpo.gov/2011/pdf/2011-2978.pdf>

図表 1 破綻処理計画の内容に関する最低基準

項目	記載内容
I. エグゼクティブ・サマリー	<ul style="list-style-type: none"> ❖ 重大な金融ストレスまたは対象会社の破綻の際に、迅速かつ秩序だった破綻処理を行うための戦略的な計画の主な構成要素 ❖ 直近提出した破綻処理計画からの重大な変更点 ❖ 破綻処理計画の提出後、破綻処理計画の有効性を改善するため、または計画を適時、効果的に適用する際の重大な不備・欠陥の修正、その他軽減を図るために対象会社が採った措置
II. 戦略分析	<ul style="list-style-type: none"> ❖ 破綻処理計画の主な前提とそれを補足する分析（対象会社が計画を適用すべきと考える時期を示す経済・金融環境に関する前提を含む） ❖ 重大な金融ストレスまたは対象会社の破綻の際、対象会社または重要なエンティティ、不可欠なオペレーション、コアのビジネスラインを迅速かつ秩序だって破綻処理することを可能にする様々な範囲の具体的な措置の特定 ❖ 通常の業務時または重大な金融ストレス、対象会社の破綻時に、（不可欠なオペレーション、コアのビジネスラインまで対象に含めた）対象会社、重要なエンティティのファンディング、流動性、資本のニーズ、利用可能なリソース ❖ （不可欠なオペレーション、コアのビジネスラインまで対象に含めた）対象会社、重要なエンティティのオペレーション、ファンディングを維持するための方策 ❖ 対象会社が破綻し、または重要なエンティティ、コアのビジネスライン、不可欠なオペレーションが停止した場合の方策、そうした破綻・停止が米国の金融の安定に与える悪影響を回避、軽減するための措置 ❖ 対象会社の預金保険対象子会社をノンバンク子会社（預金保険対象機関の子会社を除く）の業務に起因するリスクから適切に保護するための方策 ❖ 破綻処理計画のそれぞれの重要な局面・手順を成功裏に実施するために必要な期間の特定 ❖ 破綻処理計画の適時、効果的な実行にとっての潜在的に重大な不備・欠陥の特定・記述 ❖ 特定された不備・欠陥の修正、その他軽減を図るために実施するまたは提案する措置・手順に関する検討（提案された措置その他軽減措置に要するタイムフレームを含む） ❖ 対象会社のコアのビジネスライン、重要な保有資産の現在の市場価値と市場性を判断するためのプロセスの詳述 ❖ 計画の中で想定される売却、投資の処分、リストラクチャリング、資本調達またはその他類似措置を実行する場合の計画の実現可能性を評価するためのプロセスの詳述（タイムフレームを含む） ❖ 売却、投資の処分、リストラクチャリング、資本調達またはその他類似の措置が、対象会社、重要なエンティティ、不可欠なオペレーション、コアのビジネスラインの価値、ファンディング、オペレーションに与える影響を評価するためのプロセスの詳述
III. 計画策定に係るコーポレート・ガバナンス	<ul style="list-style-type: none"> ❖ 対象会社のコーポレート・ガバナンスの構造・プロセスに破綻処理計画がどのように一体化されているかに関する詳細な説明 ❖ 破綻処理計画の策定・承認を管理する対象会社の方針、手続き、内部統制に関する詳述 ❖ 破綻処理計画の策定、維持、適用、提出の監督、対象会社のコンプライアンスに主たる責任を有する上級管理職の特定と配置に関する詳述 ❖ 破綻処理計画の策定、維持、適用に関して執行役および取締役へ報告する際の機能、程度、頻度の詳述

項目	記載内容
	<ul style="list-style-type: none"> ❖ 破綻処理計画の前提となる情報その他のデータの収集、維持、報告に要する執行役および取締役へのプロセス、システムの能力に関する記述 ❖ 直近に提出した破綻処理計画の実行可能性の評価、計画改善後のコンティンジェンシー・プランの策定等の性格、程度、結果に関する記述 ❖ 投資家または規制当局に報告するリスク測定、信用リスク・エクスポージャーを内部的に執行役および取締役に報告する際に利用するリスク測定の特定と説明
<p>IV. 組織構造および関連情報</p>	<ul style="list-style-type: none"> ❖ すべての重要なリーガル・エンティティについて下記を特定した階層リスト（ただし、重要なエンティティに限定されない） <ul style="list-style-type: none"> a) 個々のリーガル・エンティティおよび海外拠点の直接的な所有者、議決権と無議決権のエクイティの割合 b) 個々のリーガル・エンティティおよび海外拠点に関するロケーション、設立された法域、ライセンス、主要な経営管理者 ❖ 重要なエンティティを対象とした不可欠なオペレーション、コアのビジネスラインのマッピング（不可欠なオペレーション、コアのビジネスラインに関連する重大な資産保有・負債を含む） ❖ 非連結のバランスシート、対象会社の連結対象下に置かれるすべてのエンティティの連結化スケジュール ❖ 対象会社、重要なエンティティ、不可欠なオペレーション、コアのビジネスラインに関する負債の重要な構成要素の説明（少なくとも短期と長期、担保付と無担保、劣後債務の種類に区分し、金額を特定） ❖ 下記に関するプロセスの特定と説明 <ul style="list-style-type: none"> a) 誰に対して担保を供したかを判断するプロセス b) 担保保有者を特定するプロセス c) 担保が置かれている法域（もしくは、担保権が対象会社に強制力をもつ法域） ❖ 不可欠なオペレーション、コアのビジネスラインまで記載対象を拡大した対象会社、重要なエンティティの重大なオフ・バランスシート・エクスポージャー（保証、契約上の義務を含む）の説明 ❖ トレーディング業務、デリバティブ業務に関連する対象会社、重要なエンティティ、コアのビジネスラインにおける業務の説明 ❖ トレーディング業務、デリバティブ業務に関連する対象会社、重要なエンティティ、コアのビジネスラインの重大なヘッジの特定（リーガル・エンティティへのマッピングを含む） ❖ 対象会社のヘッジ戦略の説明 ❖ エクスポージャーの制限を設ける際のプロセスの説明 ❖ 主要なカウンターパーティの特定、主要なカウンターパーティとの間の相互関連性、相互依存性、関係性の説明 ❖ 主要なカウンターパーティの倒産が重大な金融ストレスまたは対象会社の破綻に悪影響を及ぼし、それらをもたらすか否かの分析 ❖ 重大な件数・量の取引を行うシステムを特定。当該システムのメンバーシップを重要なエンティティ、不可欠なオペレーション、コアのビジネスラインのレベルで特定 ❖ 対象会社が直接・間接にメンバーとなっており、重大な件数・量を取引している支払・清算・決済システムを特定。当該システムのメンバーシップを重要なエンティティ、不可欠なオペレーション、コアのビジネスラインのレベルで特定
<p>V. 経営情報システム</p>	<ul style="list-style-type: none"> ❖ 対象会社、重要なエンティティが利用する主要な経営情報システム、アプリケーション（リスク管理、会計、財務報告、規制報告を含む）の詳細なリスト・説明（不可欠なオペレーション、コアのビジネスラインの

項目	記載内容
	<p>レベルで記載)</p> <ul style="list-style-type: none"> ❖ 主要な経営情報システムおよびアプリケーション、それらに関するサービス・プロバイダー契約、ソフトウェアおよびシステムのライセンス、それらに関連する知的財産の法的所有者の特定（知的財産を利用または知的財産に依存する重要なエンティティ、不可欠なオペレーション、コアのビジネスラインのレベルで特定） ❖ 対象会社、重要なエンティティ、不可欠なオペレーション、コアのビジネスラインの上級管理職が、財務の健全性、リスク、オペレーションを監視するために利用する主要な内部報告の範囲、内容、頻度の特定 ❖ 主要な経営情報システムおよびアプリケーションを適切な監督当局、規制当局が評価するためのプロセスの説明
VI. 相互連関性、相互依存性	<ul style="list-style-type: none"> ❖ 共通または共有の人材、ファシリティ、システム（IT プラットフォーム、経営情報システム、リスク管理システム、会計・記帳システムを含む） ❖ 資本、ファンディング、流動性のアレンジメント ❖ 既存の信用エクスポージャー、偶発的な信用エクスポージャー ❖ クロス・ギャランティー契約、クロス担保契約、クロス・デフォルト条項、子会社間のクロス・ネットティング契約 ❖ リスク移転 ❖ サービス品質保証契約
VII. 監督・規制上の情報	<ul style="list-style-type: none"> ❖ 対象会社、重要なエンティティ、不可欠なオペレーション、コアのビジネスラインに対して監督権限をもつまたは健全性・安全性の維持に責任をもつ連邦当局、州当局、外国当局の特定 ❖ 対象会社、重要なエンティティ、不可欠なオペレーション、コアのビジネスラインに対して重要な監督・規制権限をもつその他の連邦当局、州当局、外国当局の特定（連邦銀行当局を除く） ❖ 外国に設置された重要なエンティティ、不可欠なオペレーション、コアのビジネスラインの破綻処理に責任をもつ外国当局の特定 ❖ 上記で特定された当局との間のコンタクトに関する情報
VIII. コンタクトに関する情報	<ul style="list-style-type: none"> ❖ 破綻処理計画に関するコンタクト・ポイントとして責任をもつ上級管理職の特定 ❖ 重要なエンティティ、不可欠なオペレーション、コアのビジネスラインのコンタクト情報を含む
IX. データ作成能力	<ul style="list-style-type: none"> ❖ FRB および FDIC が許容できるフォーマットで、破綻処理計画の主要な側面を裏付けるデータを迅速に作成する能力の証明

(出所) 規則提案より野村資本市場研究所作成

図表 2 信用エクスポージャー報告書の内容

記載内容
❖ (a)対象会社（子会社を含む、以下同じ）による個々の重要な会社（子会社を含む、以下同じ）向け、(b)個々の重要な会社による対象会社向けの、ローン、リース、クレジット・ラインを含む、すべての信用供与に関連する信用エクスポージャーの合計
❖ (a)対象会社による個々の重要な会社向け、(b)個々の重要な会社による対象会社向けの、すべてのコミットラインのうち未引出額に関連する信用エクスポージャーの合計
❖ (a)対象会社による個々の重要な会社向け、(b)個々の重要な会社による対象会社向けの、すべての預金、預け金に関連する信用エクスポージャーの合計
❖ 対象会社と個々の重要な会社の間すべてのレポに関連する信用エクスポージャーの合計（グロス・ベース、ネット・ベースともに）
❖ 対象会社と個々の重要な会社の間すべてのリバース・レポに関連する信用エクスポージャーの合計（グロス・ベース、ネット・ベースともに）
❖ 対象会社と個々の重要な会社の間すべての証券担保借入に関連する信用エクスポージャーの合計（グロス・ベース、ネット・ベースともに）
❖ 対象会社と個々の重要な会社の間すべての証券担保貸出に関連する信用エクスポージャーの合計（グロス・ベース、ネット・ベースともに）
❖ (a)対象会社が個々の重要な会社のために行う、(b)個々の重要な会社による対象会社のために行うすべての保証、引受け、信用状（L/C）に関連する信用エクスポージャーの合計
❖ 対象会社による個々の重要な会社が発行した証券のすべての購入または報告期間の最終日時点での投資に関連する信用エクスポージャーの合計
❖ 対象会社と個々の重要な会社の間デリバティブ取引に関するすべてのカウンターパーティ・エクスポージャーに関連する信用エクスポージャーの合計（グロス・ベース、ネット・ベースともに）
❖ (a)信用エクスポージャー報告書の元になるデータを収集・合計し、(b)信用エクスポージャー報告書を策定・提出するために対象会社が利用するシステムおよびプロセスの説明
❖ 対象会社が重要な会社に対して前四半期の間実施した日中の信用供与に関連する信用エクスポージャー
❖ FRB が命令または規制で適当と判断する対象会社と個々の重要な会社の間信用エクスポージャーを発生するその他の取引

(注) 重要な会社とは、重要な銀行持株会社または重要なノンバンク金融会社を指す。

(出所) 規則提案より野村資本市場研究所作成